

平成 8 年 3 月 1 日



都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

職業病相談員の作成する相談票の取扱いについて

標記については、昭和 5 0 年 5 月 2 2 日付け基発第 2 9 9 号「職業病に関する相談業務の推進について」（以下「基本通達」という。）をもって毎月末に所轄労働基準局を經由して本省あて報告することとしていたところであるが、今般、業務簡素化の一環として、これを廃止することとし、下記のとおり基本通達の一部を改正するので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 基本通達の記の 2 に次の(7)を加える。

「(7) 別添 1 の要領の 6 の(2)に記載する「別に定める相談票」の様式は、別紙 2 の「職業病相談票」とすること。」

2 基本通達の記の 3 は、削除する。